

●非自発的失業者軽減制度（申請が必要）

対 象 者 企業の倒産・解雇等により離職された方で、雇用保険受給資格者証等の離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34で、離職日時点で65歳未満の方。

軽減内容 給与所得を100分の30として所得割を計算します。
※前記の低所得者に対する軽減判定にも、給与所得を100分の30として計算します。

申請方法 ハローワークにて、雇用保険受給資格者証の取得または雇用保険受給資格通知の受領後に市税課または各総合支所地域振興課に申請してください。離職日の翌日にさかのぼって軽減が適用されます。

申請に必要なもの ●雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
●本人確認書類（マイナンバーの記載があるもの）

■国民健康保険税の減免について

●旧被扶養者減免制度（申請が必要）

対 象 者 社会保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者（65歳～74歳）で国民健康保険に加入する方。

減免内容 資格取得日の属する月から2年間、均等割が半額になります。さらに、被保険者が1人の場合には、平等割も半額になります（7割・5割軽減対象者を除きます）。
所得割については、当分の間、全額免除されます。

申請方法 社会保険の資格喪失証明書をご持参の上、国民健康保険加入手続きの際に申請してください。

●その他の減免（申請が必要）

災害による被害や失業等の特別な事情がある方は、申請により減免を受けられる場合があります。
減免申請は、**納税通知書が届いてから各期の納期限まで**になります。申請期限を過ぎたもの、納付済みのものについては、減免を受けることができなくなるため、お早めにご相談ください。

■納付方法と納期

普通徴収 7月から翌年2月までの年8回に分けて、納付書または口座振替で納めていただきます。

特別徴収（年金天引き）

新たに特別徴収の対象になる方は、納税通知書に記載します。また、すでに特別徴収の方は、仮徴収（4・6・8月）と本徴収（10・12月・翌年2月）の年6回に分けて、特別徴収で納めていただきます。**なお、特別徴収から口座振替に限り、納付方法を変更することができますので、納付方法を変更する場合はお問い合わせください。**

年金天引きの対象となる方は、次の要件を全て満たす世帯です。

- 世帯主が国民健康保険加入者である。
- 世帯内の加入者全員が65歳以上75歳未満である。
- 世帯主の年金額が年額18万円以上である。
- 世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の半分以上を超えない。

これまで年金天引きであっても、令和7年度中に世帯主が75歳になる（後期高齢者医療制度に移行する）世帯や、上記の要件に該当しなくなった世帯は、年金天引きが停止し、普通徴収により納付していただくこととなります。この場合は、納税通知書に納付書を同封していますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

▶ **市税課**（☎64・3145）、**新地域振興課**（☎75・0251）、**旧地域振興課**（☎72・2525）、**御津地域振興課**（☎322・1001）



福祉医療費受給者証の更新について

福祉医療費助成制度（㊦高齢期移行医療・㊧重度障害者医療・㊨乳幼児等医療・㊩こども医療・㊪母子家庭等医療・㊫高齢重度障害者医療）に該当している方は、毎年7月1日付けで受給者証を更新します。引き続き受給資格がある方には、更新した受給者証を6月下旬に送付します。

㊨乳幼児等医療・㊩こども医療以外の福祉医療費助成制度は、受給資格の有無を本人および扶養義務者等の前年中の所得で判定し、対象外になる方へ通知します。

▶ **国保医療年金課**（☎64・3240）、**新地域振興課**（☎75・0253）、**旧地域振興課**（☎72・2523）
御津地域振興課（☎322・1451）



市税課からのお知らせ

令和7年度国民健康保険税について

■令和7年度国民健康保険税率を据え置きます

被保険者の高齢化などに伴い、一人あたりの医療費が増加傾向にあります。本来は令和7年度の税率を引き上げる必要がありますが、近年の物価高騰に伴う市民生活への影響を考慮し、国保加入者の皆さんの負担軽減を図るため、**現在保有している基金の一部を活用し、令和7年度の税率は据え置きとします。**

ただし、兵庫県では県民の公平性の観点から、県内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば同じ保険税となる取り組みが進められており、**令和9年度に保険税が統一される予定です。これに伴い、令和9年度から税率が引き上げとなる予定です**のでご了承ください。

■国民健康保険税の計算について

国民健康保険税は、医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分（40～64歳の方のみ）の3本立てとなっていて、次の①～③の項目を合算して計算します。①所得割（前年所得による）②均等割（加入者数による）③平等割（1世帯あたり）

令和7年度税制改正により、医療分および後期高齢者支援金等分の賦課限度額（1世帯あたりの保険税の上限）が引き上げになりました。

・医療分：**65万円 ➡ 66万円** ・後期高齢者支援金等分：**24万円 ➡ 26万円**

※年度途中で国民健康保険の加入・脱退がある場合は、月割りで計算します。

■世帯主宛に納税通知書を送付します

地方税法第703条の4の規定により、**国民健康保険税の納税義務は世帯主**にあります。そのため、世帯主が社会保険や後期高齢者医療制度の加入者であっても、世帯内に国民健康保険の加入者がいれば、世帯主宛に**納税通知書を7月中旬に送付**します。

■国民健康保険税の減額について

●産前産後期間における減額（届出が必要）

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援の観点から、出産する国保加入者の産前産後期間における所得割および均等割が減額されます。

対 象 者 令和5年11月1日以降に出産または出産予定の国保加入者

減額期間 産前産後期間 ●単胎の場合：4カ月（出産（予定）月の前月から出産（予定）月の翌々月）
●多胎の場合：6カ月（出産（予定）月の3カ月前から出産（予定）月の翌々月）

届出方法 必要書類をご持参の上、市税課または各総合支所地域振興課に届出をしてください。

届出に必要なもの ●母子健康手帳の写し等 ●本人確認書類（マイナンバーの記載があるもの）

■国民健康保険税の軽減について

●低所得者に対する軽減（申請不要）

世帯主、国民健康保険加入者および特定同一世帯所属者（※1）の総所得金額の合計が判定基準額以下である世帯については、国民健康保険税の均等割・平等割が軽減されます。なお、**令和7年度税制改正により、5割・2割軽減に係る判定基準額が引き上げられ、対象となる世帯が拡充されました。**

申請は不要ですが、前年所得の申告をしていない場合は判定ができないため軽減が適用されませんので、未申告の方は速やかに申告（※2）してください。

軽減判定の基準所得（令和6年中の総所得金額）	軽減割合	※1 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、移行した日以降も継続して同じ世帯にいる方。
43万円 + （給与所得者等数（※3）－1）×10万円以下の世帯	7割	※2 所得が全くない方も申告をする必要があります。
43万円 + （給与所得者等数－1）×10万円 + （30万5千円×世帯内の国保加入者数および特定同一世帯所属者数）以下の世帯	5割	※3 給与所得者等とは、一定の給与と所得者および公的年金等受給者です。
43万円 + （給与所得者等数－1）×10万円 + （56万円×世帯内の国保加入者数および特定同一世帯所属者数）以下の世帯	2割	

●未就学児に対する軽減（申請不要）

子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児の均等割が半額になります。なお、前記の低所得者に対する軽減が適用される世帯は、その軽減後の均等割が半額になります。

対 象 者 国民健康保険に加入する未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）。

※令和7年度分については、平成31年4月2日以降に生まれた方。 ※所得制限はありません。